

貴殿御手許控用

訴 状

平成27年2月17日

鳥取地方裁判所 御中

原告ら訴訟代理人	弁護士	高 橋 敬 幸
同	弁護士	高 橋 真 一
同	弁護士	大 河 陽 子
同	弁護士	柴 田 摩 耶

添付書類 委任状 24通

当事者の表示

原告 別紙原告目録記載のとおり

〒683-0067 鳥取県米子市東町410番地

高橋敬幸法律事務所（送達場所）

原告ら訴訟代理人	弁護士	高 橋 敬 幸
同	弁護士	高 橋 真 一
同	弁護士	大 河 陽 子
同	弁護士	柴 田 摩 耶

TEL 0859-34-1996

FAX 0859-34-4231

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1

被告	國
代表者法務大臣	上 川 陽 子

年金額減額処分取消訴訟事件

訴訟物の価額 原告1人当たり、いずれも100,000円以下

貼用印紙額 原告1人1,000円(×24名=24,000円)

予納郵券額 6,250円(500円8枚、100円6枚、82円10枚、5円10枚、20円10枚、10円10枚、2円10枚、1円10枚)

I 請 求 の 趣旨

- 1 厚生労働大臣が別紙原告目録記載の各原告に対し平成25年12月4日付でした国民年金・厚生年金保険の各年金額改定（減額）決定を取消す。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
との判決を求める。

II 請 求 の 原 因

第1 本件年金額改定（減額）決定

- 1 國民年金等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第99号・以下「平成24年改正法」という）は、「平成11年から13年までの間に物価が下落したにもかかわらず年金額を据え置いたことによって法律が本来予定している水準（本來水準）よりも年金額が2.5%高くなっている（特例水準）」として、平成25年10月、平成26年4月にそれぞれ1%，平成27年に0.5%，年金額を減額することを定めた。
- 2 厚生労働大臣は、平成24年改正法及び「平成16年度、平成17年度、平成19年度及び平成20年度の國民年金制度及び厚生年金保険制度並びに國家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令及び國民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令」（平成25年政令第262号・以下「平成25年政令」という）に基づき、平成25年10月以降の年金額を1%減額することを具体的に決定した。
- 3 厚生労働大臣は、各原告に対し、平成25年12月4日に、平成25年10月分から平成26年3月分までの國民年金・厚生年金保険の各年金額を別紙年金額一覧表の「従前の額」欄記載の金額から「減額後の額」欄記載の金額に改定（減額）する旨決定し、各原告に通知した。
なお、以下において、上記2記載の決定及び各原告に対する改定（減額）決定を、いずれも「本件年金額改定（減額）決定」と表記する。

第2 本件における原告らの主張の概要

1 平成24年改正法の違憲性

(1) 憲法25条違反

「特例水準」の解消を名目として年金額を減額することを定めた平成24年改正法は、各原告の健康で文化的な最低限の生活を侵害するものであり、憲法25条に違反する。

(2) 憲法13条及び29条違反

「特例水準」の解消を名目として年金額を減額することを定めた平成24年改正法は、各原告が老後の生活を確保するために支給されるであろうと期待していた支給額を合理的な理由もなく一方的に切り下げるものであって、憲法13条に反し憲法29条が保障する各原告の期待権・財産権を侵害するものであり、憲法に違反する。

2 平成25年政令の制定は裁量を逸脱し違法である

政府は、平成24年改正法に基づき、平成25年政令を制定し、厚生労働大臣をして本件年金額改定（減額）決定を実施させた。

平成25年政令は、平成24年改正法後、各原告の生活を脅かす深刻な経済的状況が発生したにもかかわらず、これを無視して強行されたものであって、政令制定に関する政府の裁量を逸脱する違法なものである。

第3 本件年金減額決定に至る経過

1 物価スライド特例法（平成12年度～平成14年度）

日本では、昭和48年に公的年金につき物価スライド制が導入され、公的年金の支給額は前年度の物価変動を反映させるものとされた。

平成11年から13年にかけて物価が下落したが、政府は景気対策のために、物価スライドによる年金額の減額を行わず、平成12年度、13年度、14年度については、前年度の額に据え置くことを内容とする特例法を国会に提出し、同法が成立した（以下、「特例法」という。）。

2 平成16年の法改正と特例水準の解消方法

平成16年に国民年金法等が改正された（国民年金等の一部を改正する法律（平成16年法律第104号）、以下、「平成16年改正法」という。）。この中で、過去3年分の物価スライドの特例措置による「特例水準」（当時は1.7%）については、平成17年度以降、物価が上昇する状況の下で解消するものとされた。

すなわち、物価の下落が続き、「物価スライド」の適用によって年金額が減額し続ける状況での「特例水準」の解消はまったく想定されていなかった。

3 「特例水準の解消」の名の下に年金額を減額（平成24年改正法）

（1）平成24年改正法による段階的解消の決定

平成24年のいわゆる「社会保障と税の一体改革」による年金関連4法案が成立した。

この中で、物価変動率又は名目手取り賃金変動率を基準とする改定と併

せて、年金額を平成25年10月と平成26年4月にそれぞれ1%，平成27年4月に0.5%の合計2.5%の「適正化」（減額）を実施することが定められた。

(2) 平成25年政令による減額の具体化と厚生労働大臣の改定決定

政府は、平成25年政令を制定し、平成24年改正法の規定どおりに「特例水準」の解消を実施することとした。厚生労働大臣は、これにしたがつて本件年金額改定（減額）決定を行った。

第4 「特例水準」の解消を理由とする減額を定めた平成24年改正法の違憲性

1 「特例水準の解消」を口実とする減額は憲法25条に違反する

(1) 健康で文化的な最低限度の生活を保障できない公的年金の現状

国民年金法第1条は、「国民年金制度は、日本国憲法第25条第2項に規定する理念に基き、老齢、障害又は死亡によって国民生活の安定がそこなわれることを国民の共同連帯によって防止し、もって健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とする。」と定めている。

ところが、被告は、「最低保障年金制度」の確立など、老後において健康新で文化的な人間らしい最低限度の生活を保障するための制度を確立する義務を負っているにもかかわらず、様々な口実をもうけてこれを怠ってきた。そのために、日本の年金額の水準は、憲法25条が定める「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するにはほど遠い水準にある。

1985年に基礎年金制度が導入された際、基礎年金の年金額は、生活保護の生活扶助基準額を上回るものと説明されていた。しかし、現在の国民年金（基礎年金）は、全期間加入し保険料を納めても、本件減額決定の直前で月額6万5000円余（年額78万6000円）にすぎない。

現実には、厚生年金（老齢厚生年金）を加えても、生活保護の生活扶助基準額にも満たない年金受給者が多数存在している。~~年金額ひどく~~

(2) 健康で文化的な最低限以下の生活を強いる本件減額決定

この間、長引くデフレの中で、「物価スライド」の適用により、ただでさえ劣悪な水準にある年金額は減額され続けてきた。

それに加えて、「特例水準の解消」を理由にして、さらに年金額を減額することは、「健康で文化的な最低限度の生活」以下の年金水準を一層低下させ、年金受給者の生活を破壊する。

よって、平成24年改正法は、憲法25条に違反する。

2 「特例水準の解消」を口実とする減額は憲法13条、29条に違反する

(1) 憲法13条、29条で保護される原告らの期待権

① 特例措置が実施された際、特例措置によって据え置かれた年金額と物価スライドで減額した年金額の差額（特例水準）を解消することは想定されていなかった。

また、前述したとおり、平成16年改正法では、差額は物価上昇によって解消するものとされ、物価スライドによる減額に加えて、年金の減額によって差額（「特例水準」）を解消することは全く想定されていなかった。

② 実際には、平成16年後は、物価下落が続いた。年金額はそれにあわせて減額され続けた。他方で、生活必需品は平均の物価下落率ほどは下落しておらず、平均物価算出の対象とならない公共料金等の負担はむしろ増加し続けてきた。

このように、平成24年改正法の制定時では、各原告の生活実感からすれば必要以上の過大な年金減額がすでに行われており、これに加えて差額（「特例水準」）解消のために年金を減額するなどということは考えもつかないことであった。

すなわち、各原告は、物価が下落している下で、「特例水準の解消」を理由にさらなる年金の減額がされることはないであろうとの期待をもって、ぎりぎりの生活を送ってきた。

③ 法律でいったん定められた財産権の内容が事後の法律によって合理的な理由なく変更（減額）された場合、その法律は憲法29条違反となる（最高裁大法廷昭和53年7月12日判決）。

平成16年改正法は、「特例水準」の解消は物価上昇の中で解消すると定めているのであるから、物価下落の局面で「特例水準」の解消を理由としてさらなる年金額の減額を行わないというのが、法律で定められた各原告の年金受給権となっていた。この年金受給権を合理的な理由なく事後の法律で変更して年金額を減額することは憲法29条に違反する。

④ 原告らは、長年にわたって公的年金制度に加入し、保険料を支払ってきた。そして、各原告は、物価下落の局面で「特例水準」の解消を理由とする年金額が減額されることはないと期待して、それぞれの老後の生活設計をしてきた。

このような各原告の期待は、上述した憲法29条及び個人の尊厳と幸福追求権を定めた憲法13条によって、憲法上保護されているべきである。

（2）特例水準の解消のために年金額を減額する合理的な理由はない

① 特例水準は政策判断に基づく特例措置の結果であり解消しなければ

ならない必然性はない

平成12年度から14年度にかけて、物価下落にもかかわらず年金額を据え置く特例法を制定したのは、政府と国会が物価スライドの形式的な適用よりも景気対策を優先したからである。

政府と国会がこのような政策判断に基づいて年金額を据え置いたのであるから、本来、計算上の「特例水準」なるものを算出してこれを解消しなければならない必然性は存在しない。

② 特例水準の解消には景気の回復＝物価上昇が大前提とされていた

前述したとおり、平成16年改正法は「特例水準」の解消に言及してはいたが、それは物価上昇の局面で実行されるものと想定されていた。

そもそも特例法は、年金額を減額しないことによって購買力を維持するためには制定されたものであるから、年金額を減額することによって「特例水準」を解消することは、特例法の趣旨に真っ向から反することになる。

③ 生活実態を無視した物価スライドに基づく減額

この間の物価下落の大きな要因はパソコン、家電などの価格低下にあり、老齢者の生活に必要不可欠な商品の価格の動向を反映したものではない。また、健康保険・介護保険の保険料と窓口負担増など、可処分所得を低下させる要因も反映されていない。したがって、この間の「物価スライド」による年金減額は、もともと老齢者の生活実態を無視したものといわざるを得ない。

これに加えて、「特例水準の解消」を口実としてさらなる減額を行うなどということは決して許されることではない。

④ 「マクロ経済スライド」導入のための条件づくりという不当な目的

平成16年改正法では、「マクロ経済スライド」方式が導入された。「マクロ経済スライド」は、物価水準や賃金水準の上昇よりも低い水準でしか年金額を増やさない仕組みであり、年金の実質水準を減額し続ける制度である。この制度は、各原告の健康で文化的な最低限の生活の保障よりも、財政事情を優先させる制度であり、憲法25条の趣旨に反するものである。

平成24年改正法による「特例水準」の解消は、「マクロ経済スライド」導入の条件づくりのためになされたといわれる。しかし、これは不合理きわまりないものである。

そもそも、平成16年改正法では、物価上昇によって「特例水準」の解消がなされることが想定されており、「マクロ経済スライド」導入のために年金額の減額によって「特例水準」を解消することは全く想定さ

れていなかった。

また、マクロ経済スライドを導入するために「特例水準の解消」が必要だという必然性はない。物価の下落が続いている中で、「特例水準」の解消を理由としたさらなる減額を行うことなく、一定の給付水準を前提としてこの方式を導入することには何ら問題はないはずである。

このように、本件年金額改定（減額）決定は、きわめて不当な目的を持ってなされたものであるから、この点でも合理性を欠くものである。

第4 裁量権を逸脱した本件年金額改定（減額）決定

1 平成25年当時の年金受給者の生活実態

政府が平成25年政令を決定した当時は、翌平成26年4月から消費税が5%から8%に引き上げられることが決定されていた。それに加えて、「アベノミクス」による意図的な株高、円安政策によって、生活必需品や公共料金の価格が高騰していた。

このような状況の下で、「特例水準の解消」を理由として年金額をさらに減額すれば、年金受給者の生活がさらに窮地に陥ることは明らかであった。

2 政府と厚生労働大臣の裁量権の逸脱

平成24年改正法は、「特例水準の解消」を理由として、平成25年10月に1%の減額を行うことを定めた。

しかし、政府と厚生労働大臣には、改正法の実施の判断にあたって、原告ら年金受給者の生活が破綻しないように配慮すべき義務があったというべきである。そして、前述したような経済情勢のもとで減額を強行すれば、年金受給者の生活が窮地に陥ることは容易に予見できたのだから、政府と厚生労働大臣は、少なくともこの時期に「特例水準の解消」を理由とする年金額の減額を回避する措置をとるべきであった。

しかし、平成25年政令と厚生労働大臣がした本件年金額改定（減額）決定は、このような配慮を一切することなくなされたものであり、裁量権を逸脱するものである。

よって、各原告に対する本件年金額改定（減額）決定は取り消されるべきである。

以上